

1. 専門職能団体と関係機関等との連携

空き家の活用に当たっては、技術面、資金面はもとより法律面や相続面など、幅広い観点からの検討が必要となり、空き家の管理手法や相続手続、販売方法など、所有者等に対応するには、法務・不動産・土地家屋などの建築や法律の専門家等、多種多様な人材・知識・経験・ノウハウが求められます。

このため、行政が専門機関・民間団体と連携し、空き家の所有者に働きかけ、適切なアドバイスや相談を受け、様々なニーズに応じた空き家活用の提案や各種サポートを行える体制を築いています。

協定締結の経過

平成28年	7/1	(公社)三重県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会三重県本部
	7/21	三重県司法書士会
	8/18	三重県土地家屋調査士会、(一社)三重県建設業協会伊賀支部
	8/29	(一社)三重県建築士事務所協会、(一社)三重県不動産鑑定士協会
	8/30	伊賀市空家等対策推進包括連携協定 (公社)三重県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会三重県本部 (一社)三重県建築士事務所協会、(一社)三重県不動産鑑定士協会 三重県司法書士会、三重県土地家屋調査士会、(一社)三重県建設業協会
	9/30	(公社)伊賀市シルバー人材センター
平成29年	7/1	(独)住宅金融支援機構東海支店
平成30年	3/1	(一社)ノオト
	5/1	(独)住宅金融支援機構東海支店(フラット35協定再協定)
	8/9	伊賀市への移住・定住に向けた包括連携協定
平成31年	3/7	伊賀市エリアにおける歴史的資源を活用した地域活性化に向けた業務連携に関する協定 西日本旅客鉄道株式会社創造本部、(株)NOTE、(一社)ノオト
令和元年	10/1	(独)住宅金融支援機構東海支店(フラット35協定再協定)

包括連携協定

それぞれの専門職能団体や企業、専門機関、団体との業務を進める上での業務協定を結び、かつ、空家等対策計画を円滑に進め、各種施策事業を効果的に前進させるため包括連携協定を締結しています。



●伊賀市空家等対策推進包括連携協定

伊賀市と各団体が相互連携を行い、各団体間の情報共有とネットワークを構築し、伊賀市の空き家対策を行う為の包括連携協定

伊賀市と関係7団体が包括連携協定を締結

●伊賀市への移住・定住の推進に向けた包括連携協定

相互連携して、住宅診断、耐震診断、適合証明診断における調査項目の統合と新たな調査手法の検証と試行を行い、移住者の住宅の取得しやすい市場を構築

伊賀市と関係2団体が包括連携協定を締結



●伊賀市エリアにおける歴史的資源を活用した地域活性化に向けた業務連携に関する協定書

空き家となった古民家等の再生活用とまちなかの賑わい創出に取り組み、空き家対策を礎とした観光振興・産業振興を進める為の歴史的資源を活用した観光まちづくりを進めるための連携協定

伊賀市と関係3団体が業務連携に関する協定を締結